

子育てのための施設等利用費請求書（償還払用）

【 年 月分～ 年 月分請求用】

(宛先) 下関市長

私は、施設等利用費の給付について、次のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが、下関市内に居住していることを下関市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを下関市が対象施設に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を下関市が対象施設に確認すること。
- 4 市町村住民税課税状況を下関市が確認すること。

1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名		住所	〒 連絡先： — —

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

認定区分(法第30条の4)	☐ 第1号	☐ 第2号	☐ 第3号	認 定 番 号	
生年月日	年 月 日	フリガナ			
請求期間中の住所		氏 名			
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した					
請求期間中に転入又は転出をした場合は転入・転出日を記入			年 月 日		

3 償還払の振込先を記入してください。(※1)

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通	☐ 当座
銀行・信用金庫	本店・支店	口 座 番 号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4 利用したサービスを記入(複数記入可)(※2)

①	フリガナ		利用したサービスの種類	幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部 ・認可外・預かり(在園児)・一時預かり ・病児保育・子育て援助活動			
	施設・事業名						
契約している利用料(※3)		☐ 月額	円	☐ 日額	円	☐ 時間額	円
②	フリガナ		利用したサービスの種類	幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部 ・認可外・預かり(在園児)・一時預かり ・病児保育・子育て援助活動			
	施設・事業名						
契約している利用料(※3)		☐ 月額	円	☐ 日額	円	☐ 時間額	円
③	フリガナ		利用したサービスの種類	幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部 ・認可外・預かり(在園児)・一時預かり ・病児保育・子育て援助活動			
	施設・事業名						
契約している利用料(※3)		☐ 月額	円	☐ 日額	円	☐ 時間額	円

※2 ①から③までに書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※3 該当箇所にレを記入し、利用料の金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

<裏面も記入してください>

5 利用したサービスの施設等利用費の償還払請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入			入園年月日（ 年 月 日）	入園料（ 円）（※4）	
利用年月	幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園・認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料） (a) (※5) (※6)	預かり保育事業・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) (※5) (※6)	支払額合計 ((c)=(a)+(b))	月額上限額 (d) (※7) (※8) (※9)	施設等利用費 請求額 ((c)と(d)を比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合 計					円

※4 幼稚園利用者で、入園料を償還払請求する場合のみ金額を記入してください。

※5 利用月の特定子ども・子育て支援利用料の合計金額を記入してください。

※6 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定してください。（少数点以下切り捨て）

※7 入園料のみを請求する場合は、記入不要

※8 月額上限額は、次の表に定める額とする。

区分1	区分2	月額上限額
私立幼稚園（新制度移行園を除く。以下同じ。）を利用した場合		28,000円
預かり保育事業を利用した場合（在籍する認定こども園、幼稚園等の預かり保育事業の提供時間等が一定水準を下回る場合であって、認可外保育施設等を利用したときを含む。以下同じ。）	第2号認定	12,300円（在籍園の預かり保育事業を月25日以下の範囲内で利用した場合は、月額上限額490円を適用する。）
	第3号認定	17,700円（在籍園の預かり保育事業を月25日以下の範囲内で利用した場合は、月額上限額490円を適用する。）
認可外保育施設、一時預かり事業及び病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業を利用した場合（預かり保育事業を利用した場合を除く。以下同じ。）	第2号認定	40,300円
	第3号認定	45,700円

※9 月の途中で施設等利用給付認定の期間（以下「期間」という。）が終了し、若しくは開始される場合又は市町村間の転出入があった場合の月額上限額は、次の表に定めるところにより算出した額とする。

区分1	区分2	月額上限額
私立幼稚園を利用した場合	期間終了又は転出	28,000円×期間終了日又は転出日までのその月の平日の日数÷その月の平日の日数
	期間開始又は転入	28,000円×下関市での認定日からのその月の平日の日数÷その月の平日の日数
預かり保育事業を利用した場合（ただし、1月当たりの預かり保育事業の利用日数が26日以上である場合は、その月の日数を基礎とした日割り計算を行う。）	期間終了又は転出	490円×期間終了日又は転出日までのその月の預かり保育事業の利用日数
	期間開始又は転入	490円×下関市での認定日からのその月の預かり保育事業の利用日数
預かり保育事業のほか、認可外保育施設等を利用した場合であって、当該認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるとき	期間終了又は転出	「12,300円（第3号認定の場合にあっては、17,700円）×期間終了日又は転出日までのその月の日数÷その月の日数」から「490円×期間終了日又は転出日までのその月の預かり保育事業の利用日数」と利用料のいずれか低い方の額を控除して得た額
	期間開始又は転入	「12,300円（第3号認定の場合にあっては、17,700円）×下関市での認定日からのその月の日数÷その月の日数」から「490円×下関市での認定日からのその月の預かり保育事業の利用日数」と利用料のいずれか低い方の額を控除して得た額
認可外保育施設、一時預かり事業及び病児保育事業並びに子育て援助活動支援事業を利用した場合	期間終了又は転出	40,300円（第3号認定の場合にあっては、45,700円）×期間終了日又は転出日までのその月の日数÷その月の日数
	期間開始又は転入	40,300円（第3号認定の場合にあっては、45,700円）×下関市での認定日からのその月の日数÷その月の日数

添付書類	特定子ども・子育て支援利用料の請求金額を証する書類
	特定子ども・子育て支援提供証明書（子育て援助活動支援事業を除く。）
	子育て援助活動支援事業の内容を証する書類